

令和 6 年度 山形市防災会議

次 第

日 時 令和 6 年 8 月 6 日 (火)

午後 1 時 3 0 分～

場 所 山形市役所大会議室

1 開 会

2 会長あいさつ

3 協 議

(1) 山形市地域防災計画修正（案）について

①国の「防災基本計画」及び「山形県地域防災計画」の見直しを踏まえた
修正

②能登半島地震の災害対応を踏まえた修正

③その他の修正

4 閉 会

令和6年度 山形市防災会議委員 出席者名簿

No.	機関名	役職名	氏 名	代理出席
1	山形市	市長	佐藤 孝弘	
	第一号委員			
2	東北財務局山形財務事務所	所長	折居 光博	
3	東北森林管理局山形森林管理署	署長	添谷 稔	
4	東北運輸局山形運輸支局	支局長	平川 清彦	遠山 健
5	山形地方気象台	台長	有賀 孝幸	
6	東北地方整備局山形河川国道事務所	所長	森田 裕介	山影 修司
7	陸上自衛隊第20普通科連隊	中隊長	山内 大地	
	第二号委員			
8	山形県村山総合支庁	総務企画部長	工藤 明子	武田 貞義
9	山形県村山総合支庁（村山保健所）	医療監（兼）村山保健所長	藤井 俊司	
	第三号委員			
10	山形警察署	署長	阿部 喜彦	鈴木 昌人
	第四号委員			
11	山形市	副市長	高倉 正則	
12	山形市	副市長	井上 貴至	
13	山形市	上下水道事業管理者	伊藤 浩之	
14	山形市	総務部長	畑口 和久	
15	山形市	財政部長	山川 稔彦	
16	山形市	企画調整部長	伊藤 哲雄	
17	山形市	文化スポーツ部長	平吹 史成	
18	山形市	市民生活部長	山崎 真浩	
19	山形市	健康医療部長	奥山 泰子	
20	山形市	環境部長	板垣 裕子	
21	山形市	福祉推進部長	松浦 雄大	
22	山形市	こども未来部長	庄子 久美子	
23	山形市	商工観光部長	高橋 清真	
24	山形市	農林部長	吉原 仁	
25	山形市	まちづくり政策部長	渡邊 俊	
26	山形市	都市整備部長	佐藤 秀弘	
	第五号委員			
27	山形市教育委員会	教育長	金沢 智也	
	第六号委員			
28	山形市消防本部	消防長	浅井 幹太	
	第七号委員			
29	日本郵便株式会社山形南郵便局	総務部長	島川 宏	
30	東日本旅客鉄道株式会社山形駅	業務総括	高野 奈保子	
31	日本銀行山形事務所	企画役補佐	酒井 芳栄	
32	日本放送協会山形放送局	副局長	久米 隆嗣	
33	東北電力ネットワーク株式会社山形電力センター	所長	渡辺 亮人	
34	第一貨物株式会社山形支店	総務課長	逸見 恵美子	
35	株式会社さくらんぼテレビジョン	報道制作局長	太田 健	
36	株式会社ドコモCS東北山形支店	ネットワーク担当部長	三井 永史	
	第八号委員			
37	山形市自主防災組織連絡協議会	会長	渡辺 英一	
38	公益社団法人山形県看護協会	会長	若月 裕子	
39	特定非営利活動法人日本地域放送支援機構	理事長	玉井 恒	

山形市地域防災計画は、災害対策基本法第 4 2 条に基づき、地域の環境並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、市の災害予防、災害応急対策並びに災害復旧に関する総合的かつ基本的な計画であり、国の「防災基本計画」及び「山形県地域防災計画」の見直しを踏まえ、市計画に検討を加え、必要に応じて修正することとしている。

主な修正の概要

1 国の「防災基本計画」及び「山形県地域防災計画」の見直しを踏まえた修正

修正項目	国の修正	県の修正	山形市地域防災計画の修正 【新旧対照表掲載頁】
【拡充】 (1)災害ケースマネジメントの実施等による被災者支援	国〔内閣府、厚生労働省〕及び地方公共団体は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメントの実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。	同左	同左 [p. 31]
【拡充】 (2)災害ボランティアセンター設置予定場所の明確化	市町村は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、市町村地域防災計画等において、災害ボランティアセンターを運営する者（市町村社会福祉協議会等）との役割分担等を定めるよう努めるものとする。特に災害ボランティアセンターの設置予定場所については、市町村地域防災計画に明記する、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努めるものとする。	同左	被災者の生活状況・要望等を把握するため、山形市社会福祉協議会が設置する災害ボランティアセンターで相談支援・個別訪問などの各種支援を行い、山形市総合福祉センターを災害ボランティアセンターの設置予定場所とすることを明記 [p. 31] [p. 40]
【拡充】 (3)デジタル技術の活用	被災者台帳について、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討する旨追記した。	同左	同左 [p. 29]
【拡充】 (4)住家の被害の拡大を防止するための緊急修理	災害救助法施行令第 3 条第 1 項の規定に基づく「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」（平成 2 5 年内閣府告示第 2 2 8 号）の一部改正	災害救助法施行令第 3 条第 1 項の規定に基づく「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」の一部改正及び山形県災害救助法施行細則の改正に伴う応急修理の対象者、修理の範囲、修理の期間に関する修正	災害救助法の規定に基づき県知事の通知により市が被災住宅の応急修理を行うこととなった場合並びに災害救助法が適用されない場合で、被災住宅の応急修理が必要と判断された場合の対象者、修理の基準、修理の期間について、県と同様とする修正を行う。 [p. 38]

2 能登半島地震の災害対応を踏まえた修正

修正項目	市地域防災計画修正の概要 【新旧対照表掲載頁】
【拡充】 (1)男女共同参画や災害時要配慮者及び避難行動要支援者の多様な視点からの取組	・要配慮者への配慮、及び防災に関する施策や防災の現場での女性の参画といった多様な視点を取り入れ、地域の防災力向上を図ることを追記 [p. 1] ・市避難所及び市避難場所の整備等について、男女のニーズの違い等の観点から、男女共同参画その他の多様な視点に配慮した環境整備を行うことを明記 [p. 10] ・男女共同参画の視点に立った災害対応に関する情報提供や研修会を開催することを追記 [p. 7] ・男女共同参画の観点から、地域の女性を市避難所の運営委員会の人選の候補者に含めるよう努めることを明記 [p. 22] ・市避難所における多様な視点に配慮した安全安心な運営について、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による安全性の確保や性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供の安全に配慮するよう努めることを追記 [p. 22]
【継続】 (2)緊急輸送手段としてヘリコプターの活用	・救助・救出活動、高齢者の転院搬送並びに孤立集落への物資輸送などに当たって、積極的に緊急輸送を実施するため、緊急輸送手段としてヘリコプターの活用が有効と考えられる場合には、ヘリコプターを所有する団体に、ヘリコプターの輸送を要請することを明記 [p. 41]
【拡充】 (3)避難所におけるペット同行避難	・全ての避難所において、ペット同行避難者が適切にペットの飼養管理が出来るよう、ペット飼養スペースの設置に努めることを追記 [p. 23]

3 その他の修正

修正項目	市地域防災計画修正の概要 【新旧対照表掲載頁】
【拡充】 (1)車中避難場所の確保	・大規模災害発生時において、プライバシー確保、余震への不安、ペット同伴等の理由から車中避難を選択する人も予想されることから、車で避難する避難者に対応するため、車中避難場所の確保に努めることを追記 [p. 12]
【拡充】 (2)帰宅困難者避難所の追加	・やまがたクリエイティブシティセンター Q 1 及び山寺芭蕉記念館を帰宅困難者避難所に活用することを追加 [p. 10]
【継続】 (3)火山災害の予防	・令和 6 年から 8 月 2 6 日が火山防災の日に制定されたことにともない、火山災害の備え等についてその機会を活用しながら、住民や登山者等への防災知識の普及に努めることを明記 [p. 18]
・組織改正に伴う災害対策本部員等の修正のほか、条項や数値の訂正など所要の修正を行う。	

山形市地域防災計画修正（案） （新旧対照表）

令和 6 年 8 月 6 日

山形市防災会議

山形市地域防災計画新旧対照表(追加)

現行計画	修正案	修正理由等
<P1 第1章 総則 第1節 計画の方針> 第1 計画の目的 この計画は、市と防災関係機関が相互に協力し、市域の環境並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。 第2 計画の性格 1 この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、山形市防災会議において定められるもので、本市の災害予防、災害応急対策及び災害復旧に関する総合的かつ基本的な計画である。 2 この計画の作成及び見直しにあたっては、災害を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とする。そして、被災しても人命が失われないことを最重視し、経済的負担ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を講じて災害に備えることを基本とする。	第1 計画の目的 この計画は、市と防災関係機関が相互に協力し、市域の環境並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。 第2 計画の性格 1 この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、山形市防災会議において定められるもので、本市の災害予防、災害応急対策及び災害復旧に関する総合的かつ基本的な計画である。 2 この計画の作成及び見直しにあたっては、災害を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とする。そして、被災しても人命が失われないことを最重視し、経済的負担ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を講じて災害に備えることを基本とする。 <u>3 この計画は、高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者(以下「要配慮者」という。)への配慮、及び防災に関する施策や防災の現場での女性の参画といった多様な視点を取り入れ、地域の防災力向上を図るものとする。</u>	・多様な視点に立ち地域の防災力の向上に取組ことを明確化

現行計画	修正案	修正理由等																
<P3 第1章第3節 市及び防災関係機関の実施責任と業務の大綱> 第1 ー略ー 第2 処理すべき事務又は業務の大綱 1～3 ー略ー 4 指定公共機関 <table><tr><th>機関名</th><th>事務又は業務</th></tr><tr><td>ー略ー</td><td>ー略ー</td></tr><tr><td>(7) 日本通運株式会社山形支店</td><td>ア 災害対策に必要な物資の緊急輸送計画の策定及び実施</td></tr><tr><td>ー略ー</td><td>ー略ー</td></tr></table> 5～6 ー略ー	機関名	事務又は業務	ー略ー	ー略ー	(7) 日本通運株式会社山形支店	ア 災害対策に必要な物資の緊急輸送計画の策定及び実施	ー略ー	ー略ー	第1 ー略ー 第2 処理すべき事務又は業務の大綱 1～3 ー略ー 4 指定公共機関 <table><tr><th>機関名</th><th>事務又は業務</th></tr><tr><td>ー略ー</td><td>ー略ー</td></tr><tr><td>(7) 公益社団法人 山形県トラック協会</td><td>ア 災害対策に必要な物資の緊急輸送計画の策定及び実施</td></tr><tr><td>ー略ー</td><td>ー略ー</td></tr></table> 5～6 ー略ー	機関名	事務又は業務	ー略ー	ー略ー	(7) 公益社団法人 山形県トラック協会	ア 災害対策に必要な物資の緊急輸送計画の策定及び実施	ー略ー	ー略ー	・表現の適正化
機関名	事務又は業務																	
ー略ー	ー略ー																	
(7) 日本通運株式会社山形支店	ア 災害対策に必要な物資の緊急輸送計画の策定及び実施																	
ー略ー	ー略ー																	
機関名	事務又は業務																	
ー略ー	ー略ー																	
(7) 公益社団法人 山形県トラック協会	ア 災害対策に必要な物資の緊急輸送計画の策定及び実施																	
ー略ー	ー略ー																	

現行計画	修正案	修正理由等																																																
<P7 第1章第4節 山形市の概況> 第1 ー略ー 第2 社会環境 1 人口 (1)～(2) ー略ー (3)昼・夜間人口 (平成27年国勢調査による)(単位人)企画調整課 <table><tr><td>夜間人口</td><td>昼間人口</td><td>夜間昼間の差</td><td>流入人口</td><td>流出人口</td></tr><tr><td>253,832</td><td>271,056</td><td>17,224</td><td>38,583</td><td>21,359</td></tr></table> 2 都市計画 (1)都市計画区域 (令和3年4月1日現在)まちづくり政策課 <table><tr><td>都市計画区域</td><td>市街化区域</td><td>市街化調整区域</td></tr><tr><td>15,990ha</td><td>4,093ha</td><td>11,897ha</td></tr></table> (2)用途地域 (令和3年4月1日現在)まちづくり政策課 <table><tr><td>第1種低層住居 専用地域</td><td>336ha(8.2%)</td><td>準住居地域</td><td>256ha(6.3%)</td></tr><tr><td>ー略ー</td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	夜間人口	昼間人口	夜間昼間の差	流入人口	流出人口	253,832	271,056	17,224	38,583	21,359	都市計画区域	市街化区域	市街化調整区域	15,990ha	4,093ha	11,897ha	第1種低層住居 専用地域	336ha(8.2%)	準住居地域	256ha(6.3%)	ー略ー				第1 ー略ー 第2 社会環境 1 人口 (1)～(2) ー略ー (3)昼・夜間人口 (令和2年国勢調査による)(単位人)企画調整課 <table><tr><td>夜間人口</td><td>昼間人口</td><td>夜間昼間の差</td><td>流入人口</td><td>流出人口</td></tr><tr><td>247,590</td><td>263,518</td><td>15,928</td><td>37,424</td><td>21,496</td></tr></table> 2 都市計画 (1)都市計画区域 (令和6年4月1日現在)まちづくり政策課 <table><tr><td>都市計画区域</td><td>市街化区域</td><td>市街化調整区域</td></tr><tr><td>15,990ha</td><td>4,093ha</td><td>11,897ha</td></tr></table> (2)用途地域 (令和6年4月1日現在)まちづくり政策課 <table><tr><td>第1種低層住居 専用地域</td><td>336ha(8.2%)</td><td>準住居地域</td><td>256ha(6.3%)</td></tr><tr><td>ー略ー</td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	夜間人口	昼間人口	夜間昼間の差	流入人口	流出人口	247,590	263,518	15,928	37,424	21,496	都市計画区域	市街化区域	市街化調整区域	15,990ha	4,093ha	11,897ha	第1種低層住居 専用地域	336ha(8.2%)	準住居地域	256ha(6.3%)	ー略ー				・時点修正 ・数値の更新 ・時点修正 ・時点修正
夜間人口	昼間人口	夜間昼間の差	流入人口	流出人口																																														
253,832	271,056	17,224	38,583	21,359																																														
都市計画区域	市街化区域	市街化調整区域																																																
15,990ha	4,093ha	11,897ha																																																
第1種低層住居 専用地域	336ha(8.2%)	準住居地域	256ha(6.3%)																																															
ー略ー																																																		
夜間人口	昼間人口	夜間昼間の差	流入人口	流出人口																																														
247,590	263,518	15,928	37,424	21,496																																														
都市計画区域	市街化区域	市街化調整区域																																																
15,990ha	4,093ha	11,897ha																																																
第1種低層住居 専用地域	336ha(8.2%)	準住居地域	256ha(6.3%)																																															
ー略ー																																																		

現行計画	修正案	修正理由等																																																																																		
(3)<u>地域地区</u> (<u>令和3年</u>4月1日現在) まちづくり政策課 <table><tr><th>区 分</th><th>面積 ha</th></tr><tr><td>防火地域</td><td>62.6</td></tr><tr><td>－略－</td><td></td></tr></table> 3 道路 (<u>令和2年</u>4月1日現在) 道路維持課 <table><tr><th>区 分</th><th>総 数</th><th>国 道</th><th>県 道</th><th>市 道</th></tr><tr><td>路 線</td><td><u>4,266</u></td><td>5</td><td><u>25</u></td><td><u>4,236</u></td></tr><tr><td>総延長</td><td><u>1,603,049.7 m</u></td><td><u>66,863 m</u></td><td><u>201,615 m</u></td><td><u>1,334,571.7 m</u></td></tr><tr><td>総面積</td><td><u>14,244,433 ㎡</u></td><td><u>1,319,937 ㎡</u></td><td><u>2,494,275 ㎡</u></td><td><u>10,430,221 ㎡</u></td></tr></table> 4 河川 (<u>令和3年</u>4月1日現在) 河川整備課 <table><tr><th>区 分</th><th>河 川 数</th><th>河 川 延 長</th></tr><tr><td>1級河川</td><td>31</td><td>152.2 km</td></tr><tr><td>準用河川</td><td>8</td><td>9.5 km</td></tr><tr><td>普通河川</td><td>81</td><td>207.1 km</td></tr><tr><td>合 計</td><td>120</td><td>368.8 km</td></tr></table>	区 分	面積 ha	防火地域	62.6	－略－		区 分	総 数	国 道	県 道	市 道	路 線	<u>4,266</u>	5	<u>25</u>	<u>4,236</u>	総延長	<u>1,603,049.7 m</u>	<u>66,863 m</u>	<u>201,615 m</u>	<u>1,334,571.7 m</u>	総面積	<u>14,244,433 ㎡</u>	<u>1,319,937 ㎡</u>	<u>2,494,275 ㎡</u>	<u>10,430,221 ㎡</u>	区 分	河 川 数	河 川 延 長	1級河川	31	152.2 km	準用河川	8	9.5 km	普通河川	81	207.1 km	合 計	120	368.8 km	(3)<u>防火地域又は準防火地域</u> (<u>令和6年</u>4月1日現在) まちづくり政策課 <table><tr><th>区 分</th><th>面積 ha</th></tr><tr><td>防火地域</td><td>62.6</td></tr><tr><td>－略－</td><td></td></tr></table> 3 道路 (<u>令和6年4月1日</u>現在) 道路維持課 <table><tr><th>区 分</th><th>総 数</th><th>国 道</th><th>県 道</th><th>市 道</th></tr><tr><td>路 線</td><td><u>4,359</u></td><td>5</td><td><u>28</u></td><td><u>4,327</u></td></tr><tr><td>総延長</td><td><u>1,607,273 m</u></td><td><u>66,862 m</u></td><td><u>193,914 m</u></td><td><u>1,346,497 m</u></td></tr><tr><td>総面積</td><td><u>12,916,863 ㎡</u></td><td><u>1,340,766 ㎡</u></td><td><u>2,461,991 ㎡</u></td><td><u>9,114,106 ㎡</u></td></tr></table> 4 河川 (<u>令和6年</u>4月1日現在) 河川整備課 <table><tr><th>区 分</th><th>河 川 数</th><th>河 川 延 長</th></tr><tr><td>1級河川</td><td>31</td><td>152.2 km</td></tr><tr><td>準用河川</td><td>8</td><td>9.5 km</td></tr><tr><td>普通河川</td><td>81</td><td>207.1 km</td></tr><tr><td>合 計</td><td>120</td><td>368.8 km</td></tr></table>	区 分	面積 ha	防火地域	62.6	－略－		区 分	総 数	国 道	県 道	市 道	路 線	<u>4,359</u>	5	<u>28</u>	<u>4,327</u>	総延長	<u>1,607,273 m</u>	<u>66,862 m</u>	<u>193,914 m</u>	<u>1,346,497 m</u>	総面積	<u>12,916,863 ㎡</u>	<u>1,340,766 ㎡</u>	<u>2,461,991 ㎡</u>	<u>9,114,106 ㎡</u>	区 分	河 川 数	河 川 延 長	1級河川	31	152.2 km	準用河川	8	9.5 km	普通河川	81	207.1 km	合 計	120	368.8 km	・表現の適正化 ・時点修正 ・時点修正 ・数値の更新 ・時点修正
区 分	面積 ha																																																																																			
防火地域	62.6																																																																																			
－略－																																																																																				
区 分	総 数	国 道	県 道	市 道																																																																																
路 線	<u>4,266</u>	5	<u>25</u>	<u>4,236</u>																																																																																
総延長	<u>1,603,049.7 m</u>	<u>66,863 m</u>	<u>201,615 m</u>	<u>1,334,571.7 m</u>																																																																																
総面積	<u>14,244,433 ㎡</u>	<u>1,319,937 ㎡</u>	<u>2,494,275 ㎡</u>	<u>10,430,221 ㎡</u>																																																																																
区 分	河 川 数	河 川 延 長																																																																																		
1級河川	31	152.2 km																																																																																		
準用河川	8	9.5 km																																																																																		
普通河川	81	207.1 km																																																																																		
合 計	120	368.8 km																																																																																		
区 分	面積 ha																																																																																			
防火地域	62.6																																																																																			
－略－																																																																																				
区 分	総 数	国 道	県 道	市 道																																																																																
路 線	<u>4,359</u>	5	<u>28</u>	<u>4,327</u>																																																																																
総延長	<u>1,607,273 m</u>	<u>66,862 m</u>	<u>193,914 m</u>	<u>1,346,497 m</u>																																																																																
総面積	<u>12,916,863 ㎡</u>	<u>1,340,766 ㎡</u>	<u>2,461,991 ㎡</u>	<u>9,114,106 ㎡</u>																																																																																
区 分	河 川 数	河 川 延 長																																																																																		
1級河川	31	152.2 km																																																																																		
準用河川	8	9.5 km																																																																																		
普通河川	81	207.1 km																																																																																		
合 計	120	368.8 km																																																																																		

現行計画

5公園

(令和3年3月31日現在)公園緑地課

区 分	総 数	街区公園	近隣公園	そ の 他
公園数	237	181	21	35
面 積	398.12 ha	41.25ha	23.83 ha	333.04 ha

6病院及び診療所

(令和3年4月1日現在)保健総務課

－略－

7産業

ブランド戦略課・産業政策課・農政課

商 業	区 分	店 数	従事者数
(平成 28 年経済センサス活動調査 卸売・小売業産業格付編) (飲食業は平成 28 年経済センサス活動調査)	卸売業	902 店	9,119 人
	小売業	1,964 店	14,527 人
	飲食業	1,420 店	8,545 人
	合 計	4,428 店	32,191 人
工 業	工 場 数	305 力所	
	従事者数	10,682 人	
農 業	農業戸数	3,232 戸	
	農業就業人口総数	3,114 人	

修正案

5公園

(令和6年3月31日現在)公園緑地課

区 分	総 数	街区公園	近隣公園	そ の 他
公園数	237	181	21	35
面 積	398.12 ha	41.25ha	23.83 ha	333.04 ha

6病院及び診療所

(令和3年4月1日現在)保健総務課

－略－

7産業

ブランド戦略課・産業政策課・農政課

商 業	区 分	店 数	従事者数
(令和3年経済センサス活動調査 卸売・小売業産業格付編) (飲食業は令和3年経済センサス活動調査)	卸売業	870 店	8,424 人
	小売業	1,823 店	14,724 人
	飲食業	1,344 店	8,371 人
	合 計	4,037 店	31,519 人
工 業	工 場 数	395 力所	
	従事者数	11,309 人	
農 業	総農家数	3,232 戸	
	農業に60日以上 従事した世帯員数	3,114 人	

修正理由等

・時点修正

・時点修正
・数値の更新
・表現の適正化

現行計画	修正案	修正理由等
<P14 第2章第2節 防災訓練> －略－ 第1～2 －略－ 第3 その他の防災訓練 －略－ 1 －略－ 2 水防訓練 水防法第28条の規定により、「山形市水防計画」に基づき水防訓練を実施するものとする。 3～6 －略－	－略－ 第1～2 －略－ 第3 その他の防災訓練 －略－ 1 －略－ 2 水防訓練 水防法第32条の2の規定により、「山形市水防計画」に基づき水防訓練を実施するものとする。 3～6 －略－	・水防法の改正に伴う修正

現行計画	修正案	修正理由等																								
<P18 第2章第4節 防災知識の普及> －略－ 第1 －略－ 第2 普及方法 1～3 －略－ 4 講演会等の開催 防災週間、土砂災害防止月間等の行事として、市民を対象とした防災講演会等を開催し、防災知識の普及を図る。 5～8 －略－	－略－ 第1 －略－ 第2 普及方法 1～3 －略－ 4 講演会等の開催 防災週間、土砂災害防止月間等の行事として、市民を対象とした防災講演会等を開催し、防災知識の普及を図る。 <u>また、男女共同参画の視点に立った災害対応に関する情報提供や研修会を開催する。</u> 5～8 －略－	・男女共同参画の視点に立つて取り組むことを明確化																								
<P23 第2章第5-1節 集落の孤立予防> －略－ 第1 孤立のおそれのある集落の状況 (平成27年国勢調査による) <table><tr><td>集落地区数</td><td>集落数</td><td>集落戸数</td><td>集落人口(A)</td><td>市の人口(B)</td><td>集落人口割合(A/B)</td></tr><tr><td>8地区</td><td>42集落</td><td>2,140戸</td><td>6,326人</td><td>253,832人</td><td>2.49%</td></tr></table> ※集落とは、孤立のおそれのある集落をいう。 第2～3 －略－	集落地区数	集落数	集落戸数	集落人口(A)	市の人口(B)	集落人口割合(A/B)	8地区	42集落	2,140戸	6,326人	253,832人	2.49%	－略－ 第1 孤立のおそれのある集落の状況 (令和2年国勢調査による) <table><tr><td>集落地区数</td><td>集落数</td><td>集落戸数</td><td>集落人口(A)</td><td>市の人口(B)</td><td>集落人口割合(A/B)</td></tr><tr><td>8地区</td><td>43集落</td><td>2,063戸</td><td>5,709人</td><td>247,590人</td><td>2.31%</td></tr></table> ※集落とは、孤立のおそれのある集落をいう。 第2～3 －略－	集落地区数	集落数	集落戸数	集落人口(A)	市の人口(B)	集落人口割合(A/B)	8地区	43集落	2,063戸	5,709人	247,590人	2.31%	・時点修正 ・数値の更新
集落地区数	集落数	集落戸数	集落人口(A)	市の人口(B)	集落人口割合(A/B)																					
8地区	42集落	2,140戸	6,326人	253,832人	2.49%																					
集落地区数	集落数	集落戸数	集落人口(A)	市の人口(B)	集落人口割合(A/B)																					
8地区	43集落	2,063戸	5,709人	247,590人	2.31%																					

現行計画	修正案	修正理由等
<P25 第2章第6節 避難行動要支援者対策計画> ー略ー 第1 災害時要配慮者及び避難行動要支援者 <u>高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者(以下「要配慮者」という。)</u>については、身体的ハンディがある、災害に対する知識や情報が不足又は持ち得ない、自分の身体を守るための判断ができないなどといった理由から、災害発生時に適切な避難ができるよう十分留意する必要がある。 特に、以下の要件に該当する者については、災害が発生し、又は災害が発生する恐れがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要することから、避難行動要支援者(以下「要支援者」という。)と位置づけ、その情報の把握と、必要な支援対策を講じる。 要支援者の要件 ・75歳以上の単身高齢者及び75歳以上の高齢者のみの世帯 ・重度身体障がい者 身体障がい者手帳1級～2級所持者 ・重度知的障がい者 療育手帳A所持者 ・重度精神障がい者 精神障がい者保健福祉手帳1級所持者 ・特別児童扶養手当1級に相当する児童 ・介護保険法における要介護度3以上の認定者 ・上記以外で避難支援を希望する者 第2 要支援者への支援体制	ー略ー 第1 災害時要配慮者及び避難行動要支援者 <u>要配慮者</u>については、身体的ハンディがある、災害に対する知識や情報が不足又は持ち得ない、自分の身体を守るための判断ができないなどといった理由から、災害発生時に適切な避難ができるよう十分留意する必要がある。 特に、以下の要件に該当する者については、災害が発生し、又は災害が発生する恐れがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要することから、避難行動要支援者(以下「要支援者」という。)と位置づけ、その情報の把握と、必要な支援対策を講じる。 要支援者の要件 ・75歳以上の単身高齢者及び75歳以上の高齢者のみの世帯 ・重度身体障がい者 身体障がい者手帳1級～2級所持者 ・重度知的障がい者 療育手帳A所持者 ・重度精神障がい者 精神障がい者保健福祉手帳1級所持者 ・特別児童扶養手当1級に相当する児童 ・介護保険法における要介護度3以上の認定者 ・上記以外で避難支援を希望する者 第2 要支援者への支援体制	・表現の適正化

現行計画	修正案	修正理由等
5～9 ー略ー	5～9 ー略ー	
<P30 第2章第7節 避難所及び避難場所の整備> ー略ー 第1 避難所及び避難場所の指定 1～3 ー略ー 4 市避難所及び市避難場所の整備等 ー略ー (1)～(7) ー略ー (8)更衣室等のスペースの確保等の男女のニーズの違いや性的指向・性自認が非典型的な方のニーズ等に配慮した施設の環境整備 (9)～(10) ー略ー 5 ー略ー 第2 ー略ー 第3 大規模な公共施設等の活用 1～4 ー略ー	ー略ー 第1 避難所及び避難場所の指定 1～3 ー略ー 4 市避難所及び市避難場所の整備等 ー略ー (1)～(7) ー略ー (8)<u>男女のニーズの違い等の観点から、男女共同参画その他の多様な視点に配慮する。特に、女性専用のトイレ、物干し場、更衣室、授乳室等について昼夜を問わず安心して使用できる環境整備</u> (9)～(10) ー略ー 5 ー略ー 第2 ー略ー 第3 大規模な公共施設等の活用 1～4 ー略ー <u>5 やまがたクリエイティブシティセンターQ1</u> <u>前項の場合において、受け入れる必要がある帰宅困難者の人数が山形市民会館の受入能力を超過した場合は、当該帰宅困難者を受け入れる避難所として、やまがたクリエイティブシティセンターQ1 を</u>	・性別にかかわらずだれもが安心して利用できる避難所の整備について、明文化 ・帰宅困難者避難所の追加に基づく修正

現行計画	修正案	修正理由等
第4 福祉避難所の指定 市は、避難生活において何らかの特別な配慮を必要とする要配慮者等を一定期間受け入れて保護するため、災害対策基本法第49条の4の定めるところにより、同条第1項に定める指定避難所として、市の区域内に所在する社会福祉施設等から、福祉避難所を指定するものとする。 なお、福祉避難所について、受け入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受け入れ対象者を特定して公示する。前述の公示を利用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要になった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。	<u>活用するものとする。</u> <u>6 山寺芭蕉記念館</u> <u>災害の発生等に伴い公共交通機関の機能が停止した場合において、山寺駅周辺に滞留する大人数の帰宅困難者を受け入れる必要が生じた場合は、当該帰宅困難者を受け入れる避難所として、山寺芭蕉記念館を活用するものとする。</u> 第4 福祉避難所の指定 市は、避難生活において何らかの特別な配慮を必要とする要配慮者等を一定期間受け入れて保護するため、災害対策基本法第49条の7の定めるところにより、同条第1項に定める指定避難所として、市の区域内に所在する社会福祉施設等から、福祉避難所を指定するものとする。 なお、福祉避難所について、受け入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受け入れ対象者を特定して公示する。前述の公示を利用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要になった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。 <u>第5 車中避難場所</u> <u>山形市は、世帯当たりの自家用車所有台数が全国平均を大きく上</u>	・車中避難 対策に基づ

現行計画	修正案	修正理由等
第5 避難所及び避難場所の周知等 －略－	<u>回っており、大規模災害発生時において、プライバシー確保、余震への不安、ペット同伴等の理由から車中避難を選択する人も予想されることから、車で避難する避難者に対応するため、車中避難場所の確保に努める。</u> 第6 避難所及び避難場所の周知等 －略－	く修正
<P35 第2章第8節 災害時用備蓄の充実> 本節は、災害発生時における、被災者の生活や安全を確保し、生活を支援するため、平常時から生活必需品等の備蓄を推進する計画である。災害発生後、生命維持のために最低限必要な物資を過不足なく必要とする人に供給するとともに、平常時においても無駄がないよう効率的な備蓄を行う。 そのため、「自分の命は自分で守る」ことを基本に、災害発生から最低限3日(推奨1週間)程度の生活に必要で、個人や家族、事業者が日常的に必要な物資について、自助による備蓄(以下「自助備蓄」という。)を推進する。 地区住民の避難誘導や地区避難所での生活に最低限必要な物資のうち、自助備蓄が困難なものについて、共助による備蓄(以下「共助備蓄」という。)を推進する。 市避難所での生活に最低限必要な物資のうち、自助備蓄及び共助備蓄が困難なものについて、公助による備蓄(以下「公助備蓄」という。)を推進する。 時間の経過により、自宅等から地区避難所又は市避難所、地区避難所	本節は、災害発生時における、被災者の生活や安全を確保し、生活を支援するため、平常時から生活必需品等の備蓄を推進する計画である。災害発生後、生命維持のために最低限必要な物資を過不足なく必要とする人に供給するとともに、平常時においても無駄がないよう効率的な備蓄を行う。 そのため、「自分の命は自分で守る」ことを基本に、災害発生から最低限3日(推奨1週間)程度の生活に必要で、個人や家族、事業者が日常的に必要な物資について、自助による備蓄(以下「自助備蓄」という。)を推進する。 地区住民の避難誘導や地区避難所での生活に最低限必要な物資のうち、自助備蓄が困難なものについて、共助による備蓄(以下「共助備蓄」という。)を推進する。 市避難所での生活に最低限必要な物資のうち、自助備蓄及び共助備蓄が困難なものについて、公助による備蓄(以下「公助備蓄」という。)を推進する。 時間の経過により、自宅等から地区避難所又は市避難所、地区避難所	

現行計画	修正案	修正理由等
から市避難所へ移動が想定されることから、各備蓄の有効活用を図るため、可能な限り自助備蓄や共助備蓄も移動先の避難所へ搬送する。 災害発生から4日目からは流通備蓄と他自治体等からの支援物資の供給が見込まれることから、自助・共助・公助と3日間の備蓄を基本とする。 また、自助備蓄や共助備蓄が災害により利用不可能な場合は、隣保協同の精神で相互に融通しあうとともに、公助備蓄、流通備蓄、支援物資の最大限の活用を図る。 <u>なお、具体的な備蓄物資の内容は、「災害時用備蓄マニュアル」の定めるところによる。</u> 第1～4 ー略ー	から市避難所へ移動が想定されることから、各備蓄の有効活用を図るため、可能な限り自助備蓄や共助備蓄も移動先の避難所へ搬送する。 災害発生から4日目からは流通<u>在庫</u>と他自治体等からの支援物資の供給が見込まれることから、自助・共助・公助と3日間の備蓄を基本とする。 また、自助備蓄や共助備蓄が災害により利用不可能な場合は、隣保協同の精神で相互に融通しあうとともに、公助<u>在庫</u>、流通備蓄、支援物資の最大限の活用を図る。 第1～4 ー略ー	・表現の適正化 ・表現の適正化

現行計画	修正案	修正理由等																																
<P38 第2章第9節 地震災害の予防> －略－ 第1 －略－ 第2 山形盆地断層帯被害想定 1 長期評価 市域には国内有数の山形盆地断層帯が存在し、平成14年5月に山形盆地断層帯に関する評価および被害想定が公表され、平成19年8月には、これまでの評価を見直した長期評価が公表されて<u>います</u>。 【長期評価の概要】 －表略－ [算定基準日 <u>令和5年</u>1月1日] 2 －略－ 3 被害想定項目と想定内容等 <table><tr><th>想定項目</th><th>想定対象</th><th>想 定 内 容</th><th>考慮した要因</th></tr><tr><td>－略－</td><td>－略－</td><td>－略－</td><td>－略－</td></tr><tr><td>交通機関 (道路・鉄 道)</td><td>県土木部 指定の緊 急輸送道 路、鉄道</td><td>通行障害発生の 可能性(長期間 (1カ月)と短期 間(数日))</td><td>地震動、液状化危 険度、津波浸水域 橋りょう、<u>土砂災害 危険箇所</u></td></tr><tr><td>－略－</td><td>－略－</td><td>－略－</td><td>－略－</td></tr></table>	想定項目	想定対象	想 定 内 容	考慮した要因	－略－	－略－	－略－	－略－	交通機関 (道路・鉄 道)	県土木部 指定の緊 急輸送道 路、鉄道	通行障害発生の 可能性(長期間 (1カ月)と短期 間(数日))	地震動、液状化危 険度、津波浸水域 橋りょう、 <u>土砂災害 危険箇所</u>	－略－	－略－	－略－	－略－	－略－ 第1 －略－ 第2 山形盆地断層帯被害想定 1 長期評価 市域には国内有数の山形盆地断層帯が存在し、平成14年5月に山形盆地断層帯に関する評価および被害想定が公表され、平成19年8月には、これまでの評価を見直した長期評価が公表されて<u>いる</u>。 【長期評価の概要】 －表略－ [算定基準日 <u>令和6年</u>1月1日] 2 －略－ 3 被害想定項目と想定内容等 <table><tr><th>想定項目</th><th>想定対象</th><th>想 定 内 容</th><th>考慮した要因</th></tr><tr><td>－略－</td><td>－略－</td><td>－略－</td><td>－略－</td></tr><tr><td>交通機関 (道路・鉄 道)</td><td>県土木部 指定の緊 急輸送道 路、鉄道</td><td>通行障害発生の 可能性(長期間 (1カ月)と短期 間(数日))</td><td>地震動、液状化危 険度、津波浸水域 橋りょう、<u>土砂災害 警戒区域等</u></td></tr><tr><td>－略－</td><td>－略－</td><td>－略－</td><td>－略－</td></tr></table>	想定項目	想定対象	想 定 内 容	考慮した要因	－略－	－略－	－略－	－略－	交通機関 (道路・鉄 道)	県土木部 指定の緊 急輸送道 路、鉄道	通行障害発生の 可能性(長期間 (1カ月)と短期 間(数日))	地震動、液状化危 険度、津波浸水域 橋りょう、 <u>土砂災害 警戒区域等</u>	－略－	－略－	－略－	－略－	・表現の適 正化 ・時点修正 ・表現の適 正化
想定項目	想定対象	想 定 内 容	考慮した要因																															
－略－	－略－	－略－	－略－																															
交通機関 (道路・鉄 道)	県土木部 指定の緊 急輸送道 路、鉄道	通行障害発生の 可能性(長期間 (1カ月)と短期 間(数日))	地震動、液状化危 険度、津波浸水域 橋りょう、 <u>土砂災害 危険箇所</u>																															
－略－	－略－	－略－	－略－																															
想定項目	想定対象	想 定 内 容	考慮した要因																															
－略－	－略－	－略－	－略－																															
交通機関 (道路・鉄 道)	県土木部 指定の緊 急輸送道 路、鉄道	通行障害発生の 可能性(長期間 (1カ月)と短期 間(数日))	地震動、液状化危 険度、津波浸水域 橋りょう、 <u>土砂災害 警戒区域等</u>																															
－略－	－略－	－略－	－略－																															

第3　－略－			第3　－略－			
第4　地震情報等の伝達			第4　地震情報等の伝達			
1　－略－			1　－略－			
2　地震情報			2　地震情報			
(1)　－略－			(1)　－略－			
(2)　地震情報の種類と内容			(2)　地震情報の種類と内容			
種　類	発表基準	内　　容	種　類	発表基準	内　　容	
－略－	－略－	－略－	－略－	－略－	－略－	
長周期地震動に関する観測情報	・震度3以上 ・震度1以上を観測した地震のうち、長周期地震動階級1以上を観測した場合	地域ごとの震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、地点ごとに、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表。	長周期地震動に関する観測情報	・震度1以上を観測した地震のうち、長周期地震動階級1以上を観測した場合	地域ごとの震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、地点ごとに、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表。(地震発生から10分後程度で1回発表)	・長周期地震動に関する観測情報に関する観測情報の発表基準にある「・震度3以上」は不要なため削除 ・発表頻度を追記
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 ※国外で発生した大規模噴火を	地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。※ ※国外で発生した大規模噴	遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ※1 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 ※1国外で発生した大規模噴火を	地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。※ 2 ※2国外で発生した大規模噴	・表現の適正化

現行計画			修正案			修正理由等
	覚知した場合にも発表することがある	火を覚知した場合は 1 時間半～2 時間程度で発表		覚知した場合にも発表することがある	火を覚知した場合は 1 時間半～2 時間程度で発表	
－略－	－略－	－略－	－略－	－略－	－略－	
第5～第6 ー略ー			第5～第6 ー略ー			

現行計画	修正案	修正理由等																
<P55 第2章第14 節 火山災害の予防> －略－ 第1 火山災害対策の基本的考え方 1 －略－ 2 －略－ <table><tr><th>火山活動</th><th>概 要</th></tr><tr><td>－略－</td><td>－略－</td></tr><tr><td>小さな噴石・降灰</td><td>噴火により噴出した小さな固形物のうち直径2ミリメートル以上のものを小さな噴石(火山れき)、直径2ミリメートル<u>以下</u>のものを火山灰といい、粒径が小さいほど火口から遠くまで風に流されて降下する。</td></tr><tr><td>－略－</td><td>－略－</td></tr></table> 3 －略－ 第2 火山情報等の発表及び伝達 1 火山情報等の内容及び発表 －略－ (1)噴火警報・噴火予報 －略－	火山活動	概 要	－略－	－略－	小さな噴石・降灰	噴火により噴出した小さな固形物のうち直径2ミリメートル以上のものを小さな噴石(火山れき)、直径2ミリメートル <u>以下</u> のものを火山灰といい、粒径が小さいほど火口から遠くまで風に流されて降下する。	－略－	－略－	－略－ 第1 火山災害対策の基本的考え方 1 －略－ 2 －略－ <table><tr><th>火山活動</th><th>概 要</th></tr><tr><td>－略－</td><td>－略－</td></tr><tr><td>小さな噴石・降灰</td><td>噴火により噴出した小さな固形物のうち直径2ミリメートル以上のものを小さな噴石(火山れき)、直径2ミリメートル<u>未滿</u>のものを火山灰といい、粒径が小さいほど火口から遠くまで風に流されて降下する。</td></tr><tr><td>－略－</td><td>－略－</td></tr></table> 3 －略－ 第2 火山情報等の発表及び伝達 1 火山情報等の内容及び発表 －略－ (1)噴火警報・噴火予報 －略－	火山活動	概 要	－略－	－略－	小さな噴石・降灰	噴火により噴出した小さな固形物のうち直径2ミリメートル以上のものを小さな噴石(火山れき)、直径2ミリメートル <u>未滿</u> のものを火山灰といい、粒径が小さいほど火口から遠くまで風に流されて降下する。	－略－	－略－	・表現の適正化
火山活動	概 要																	
－略－	－略－																	
小さな噴石・降灰	噴火により噴出した小さな固形物のうち直径2ミリメートル以上のものを小さな噴石(火山れき)、直径2ミリメートル <u>以下</u> のものを火山灰といい、粒径が小さいほど火口から遠くまで風に流されて降下する。																	
－略－	－略－																	
火山活動	概 要																	
－略－	－略－																	
小さな噴石・降灰	噴火により噴出した小さな固形物のうち直径2ミリメートル以上のものを小さな噴石(火山れき)、直径2ミリメートル <u>未滿</u> のものを火山灰といい、粒径が小さいほど火口から遠くまで風に流されて降下する。																	
－略－	－略－																	

現行計画							修正案							修正理由等
蔵王山噴火警戒レベル表(噴火警報及び噴火予報の種類)							蔵王山噴火警戒レベル表(噴火警報及び噴火予報の種類)							・気象庁の「蔵王山の噴火警戒レベル判定基準」改定に伴う修正
種別	名称	対象範囲	レベル(キーワード)	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等	種別	名称	対象範囲	レベル(キーワード)	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等	
－略－							－略－							
警報	噴火警報(火口周辺又は火口周辺警報)	火口周辺	2(火口周辺規制)	－略－	－略－	・火口周辺に影響を及ぼす噴火の発生が予想される 【過去事例】 ・1949年の活動 丸山沢の噴気活発化 ・1966年の活動 振子沢で噴気発生、温泉噴出 ・2015年の活動 <u>御釜周辺で火山性地震の増加、火山性微動の発生、地殻変動</u>	警報	噴火警報(火口周辺又は火口周辺警報)	火口周辺	2(火口周辺規制)	－略－	－略－	・火口周辺に影響を及ぼす噴火の発生が予想される 【過去事例】 ・1949年の活動 丸山沢の噴気活発化 ・1966年の活動 振子沢で噴気発生、温泉噴出 ・ 2015年の活動 <u>御釜周辺で火山性地震の増加、地殻変動</u>	
－略－							－略－							

現行計画	修正案	修正理由等
第3～第6 －略－ 第7 防災知識の普及 1 住民に対する防災知識の普及 市は、火山ハザードマップ、火山防災マップ等を分かりやすく作成・配布し、研修を実施するなど、防災知識の普及に努める。 2 登山者等に対する防災知識の普及 県及び市は、観光関係の事業者等を通じて、火山地域を訪れる登山者等に対して防災知識の普及を図る。また、パンフレット、ビジターセンター、火山災害の遺構であるジオパーク等を通じて、火山災害履歴についての知識の普及を図る。 第8 －略－	第3～第6 －略－ 第7 防災知識の普及 1 住民に対する防災知識の普及 市は、火山ハザードマップ、火山防災マップ等を分かりやすく作成・配布し、研修を実施するなど、<u>火山防災の日の機会も活用しながら</u>防災知識の普及に努める。 2 登山者等に対する防災知識の普及 県及び市は、観光関係の事業者等を通じて、火山地域を訪れる登山者等に対して<u>火山防災の日の機会も活用しながら</u>防災知識の普及を図る。また、パンフレット、ビジターセンター、火山災害の遺構であるジオパーク等を通じて、火山災害履歴についての知識の普及を図る。 第8 －略－	・活火山法の改正施行により令和6年から8月26日が火山防災の日となり、その趣旨にふさわしい行事が実施されるように努めることとなったため追記

現行計画	修正案	修正理由等																						
<P82 第3章第1節 災害対策本部> －略－ 第1 本部の組織 本部の組織は、次のとおりとする。 <table><tr><th colspan="2">構成</th></tr><tr><td>本部長</td><td>市長</td></tr><tr><td>副本部長</td><td>副市長</td></tr><tr><td rowspan="2">本部員</td><td>上下水道事業管理者（本部長付）、病院事業管理者（本部長付）、教育長（本部長付）、<u>保健所長（本部長付）</u>、消防団長（本部長付）</td></tr><tr><td>総務部長、財政部長、企画調整部長、文化スポーツ推進監、市民生活部長、健康医療部長、<u>保健医療監</u>、環境部長、福祉推進部長、こども未来部長、商工観光部長、農林部長、まちづくり政策部長、都市政策調整監、都市整備部長、会計管理者、消防長、上下水道部長、市立病院済生館事務局長、議会事務局長、教育部長、選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長、農業委員会事務局長、その他本部職員のうちから本部長が災害対策上必要と認める職員</td></tr><tr><td>本部職員</td><td>市長部局、上下水道部、市議会、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会に属するこの市の一般職の職員（臨時的に任用された者以外のもの。）</td></tr></table>	構成		本部長	市長	副本部長	副市長	本部員	上下水道事業管理者（本部長付）、病院事業管理者（本部長付）、教育長（本部長付）、 <u>保健所長（本部長付）</u> 、消防団長（本部長付）	総務部長、財政部長、企画調整部長、文化スポーツ推進監、市民生活部長、健康医療部長、 <u>保健医療監</u> 、環境部長、福祉推進部長、こども未来部長、商工観光部長、農林部長、まちづくり政策部長、都市政策調整監、都市整備部長、会計管理者、消防長、上下水道部長、市立病院済生館事務局長、議会事務局長、教育部長、選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長、農業委員会事務局長、その他本部職員のうちから本部長が災害対策上必要と認める職員	本部職員	市長部局、上下水道部、市議会、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会に属するこの市の一般職の職員（臨時的に任用された者以外のもの。）	－略－ 第1 本部の組織 本部の組織は、次のとおりとする。 <table><tr><th colspan="2">構成</th></tr><tr><td>本部長</td><td>市長</td></tr><tr><td>副本部長</td><td>副市長</td></tr><tr><td rowspan="2">本部員</td><td>上下水道事業管理者（本部長付）、病院事業管理者（本部長付）、教育長（本部長付）、消防団長（本部長付）</td></tr><tr><td>総務部長、財政部長、企画調整部長、<u>文化スポーツ部長</u>、市民生活部長、健康医療部長、環境部長、福祉推進部長、こども未来部長、商工観光部長、農林部長、まちづくり政策部長、都市政策調整監、都市整備部長、会計管理者、消防長、上下水道部長、市立病院済生館事務局長、議会事務局長、教育部長、選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長、農業委員会事務局長、その他本部職員のうちから本部長が災害対策上必要と認める職員</td></tr><tr><td>本部職員</td><td>市長部局、上下水道部、市議会、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会に属するこの市の一般職の職員（臨時的に任用された者以外のもの。）</td></tr></table>	構成		本部長	市長	副本部長	副市長	本部員	上下水道事業管理者（本部長付）、病院事業管理者（本部長付）、教育長（本部長付）、消防団長（本部長付）	総務部長、財政部長、企画調整部長、 <u>文化スポーツ部長</u> 、市民生活部長、健康医療部長、環境部長、福祉推進部長、こども未来部長、商工観光部長、農林部長、まちづくり政策部長、都市政策調整監、都市整備部長、会計管理者、消防長、上下水道部長、市立病院済生館事務局長、議会事務局長、教育部長、選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長、農業委員会事務局長、その他本部職員のうちから本部長が災害対策上必要と認める職員	本部職員	市長部局、上下水道部、市議会、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会に属するこの市の一般職の職員（臨時的に任用された者以外のもの。）	・本部員の整理による修正 ・組織改編に伴う修正
構成																								
本部長	市長																							
副本部長	副市長																							
本部員	上下水道事業管理者（本部長付）、病院事業管理者（本部長付）、教育長（本部長付）、 <u>保健所長（本部長付）</u> 、消防団長（本部長付）																							
	総務部長、財政部長、企画調整部長、文化スポーツ推進監、市民生活部長、健康医療部長、 <u>保健医療監</u> 、環境部長、福祉推進部長、こども未来部長、商工観光部長、農林部長、まちづくり政策部長、都市政策調整監、都市整備部長、会計管理者、消防長、上下水道部長、市立病院済生館事務局長、議会事務局長、教育部長、選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長、農業委員会事務局長、その他本部職員のうちから本部長が災害対策上必要と認める職員																							
本部職員	市長部局、上下水道部、市議会、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会に属するこの市の一般職の職員（臨時的に任用された者以外のもの。）																							
構成																								
本部長	市長																							
副本部長	副市長																							
本部員	上下水道事業管理者（本部長付）、病院事業管理者（本部長付）、教育長（本部長付）、消防団長（本部長付）																							
	総務部長、財政部長、企画調整部長、 <u>文化スポーツ部長</u> 、市民生活部長、健康医療部長、環境部長、福祉推進部長、こども未来部長、商工観光部長、農林部長、まちづくり政策部長、都市政策調整監、都市整備部長、会計管理者、消防長、上下水道部長、市立病院済生館事務局長、議会事務局長、教育部長、選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長、農業委員会事務局長、その他本部職員のうちから本部長が災害対策上必要と認める職員																							
本部職員	市長部局、上下水道部、市議会、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会に属するこの市の一般職の職員（臨時的に任用された者以外のもの。）																							
第2～7 －略－	第2～7 －略－																							

現行計画	修正案	修正理由等																
<P86 第3章第1－1節 災害対策連絡会議> －略－ 第1 連絡会議の組織 連絡会議の組織は次のとおりとする。 <table><tr><th colspan="2">構成</th></tr><tr><td>本部長</td><td>市長</td></tr><tr><td>副本部長</td><td>副市長</td></tr><tr><td>本部員</td><td>総務部長、財政部長、企画調整部長、文化スポーツ推進監、市民生活部長、健康医療部長、環境部長、福祉推進部長、こども未来部長、商工観光部長、農林部長、まちづくり政策部長、都市政策調整監、都市整備部長、会計管理者、消防長、上下水道部長、市立病院済生館事務局長、議会事務局長、教育部長、選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長、農業委員会事務局長、その他本部職員のうちから本部長が災害対策上必要と認める職員</td></tr></table> 第2～7 －略－	構成		本部長	市長	副本部長	副市長	本部員	総務部長、財政部長、企画調整部長、文化スポーツ推進監、市民生活部長、健康医療部長、環境部長、福祉推進部長、こども未来部長、商工観光部長、農林部長、まちづくり政策部長、都市政策調整監、都市整備部長、会計管理者、消防長、上下水道部長、市立病院済生館事務局長、議会事務局長、教育部長、選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長、農業委員会事務局長、その他本部職員のうちから本部長が災害対策上必要と認める職員	－略－ 第1 連絡会議の組織 連絡会議の組織は次のとおりとする。 <table><tr><th colspan="2">構成</th></tr><tr><td>本部長</td><td>市長</td></tr><tr><td>副本部長</td><td>副市長</td></tr><tr><td>本部員</td><td>総務部長、財政部長、企画調整部長、<u>文化スポーツ部長</u>、市民生活部長、健康医療部長、環境部長、福祉推進部長、こども未来部長、商工観光部長、農林部長、まちづくり政策部長、都市政策調整監、都市整備部長、会計管理者、消防長、上下水道部長、市立病院済生館事務局長、議会事務局長、教育部長、選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長、農業委員会事務局長、その他本部職員のうちから本部長が災害対策上必要と認める職員</td></tr></table> 第2～7 －略－	構成		本部長	市長	副本部長	副市長	本部員	総務部長、財政部長、企画調整部長、 <u>文化スポーツ部長</u> 、市民生活部長、健康医療部長、環境部長、福祉推進部長、こども未来部長、商工観光部長、農林部長、まちづくり政策部長、都市政策調整監、都市整備部長、会計管理者、消防長、上下水道部長、市立病院済生館事務局長、議会事務局長、教育部長、選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長、農業委員会事務局長、その他本部職員のうちから本部長が災害対策上必要と認める職員	・組織改編に伴う修正
構成																		
本部長	市長																	
副本部長	副市長																	
本部員	総務部長、財政部長、企画調整部長、文化スポーツ推進監、市民生活部長、健康医療部長、環境部長、福祉推進部長、こども未来部長、商工観光部長、農林部長、まちづくり政策部長、都市政策調整監、都市整備部長、会計管理者、消防長、上下水道部長、市立病院済生館事務局長、議会事務局長、教育部長、選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長、農業委員会事務局長、その他本部職員のうちから本部長が災害対策上必要と認める職員																	
構成																		
本部長	市長																	
副本部長	副市長																	
本部員	総務部長、財政部長、企画調整部長、 <u>文化スポーツ部長</u> 、市民生活部長、健康医療部長、環境部長、福祉推進部長、こども未来部長、商工観光部長、農林部長、まちづくり政策部長、都市政策調整監、都市整備部長、会計管理者、消防長、上下水道部長、市立病院済生館事務局長、議会事務局長、教育部長、選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長、農業委員会事務局長、その他本部職員のうちから本部長が災害対策上必要と認める職員																	

現行計画	修正案	修正理由等
<P94 第3章第2－1節 市避難所> －略－ 第1～5 －略－ 第6 市避難所の運営 1 避難所運営委員会の構成 (1)指名職員 (2)当該施設に避難を予定している自主防災組織(自主防災組織が組織されていない場合は町内会・自治会)の各代表等(女性防火クラブがある地区にあっては、当該クラブ会員を人選の候補者に含める。) (3)施設管理者(学校長など)又は施設管理受託団体の実務責任者(コミュニティセンター事務局長など) 2 避難所運営委員会の主な役割 (1)～(3)－略－	－略－ 第1～5 －略－ 第6 市避難所の運営 1 避難所運営委員会の構成 (1)指名職員 (2)当該施設に避難を予定している自主防災組織(自主防災組織が組織されていない場合は町内会・自治会)の各代表等(男女共同参画の観点から、女性防火クラブがある地区にあっては、当該クラブ会員を人選の候補者に含め、ない地区にあっては地域住民から女性を、人選の候補者に含めるよう努める。) (3)施設管理者(学校長など)又は施設管理受託団体の実務責任者(コミュニティセンター事務局長など) 2 避難所運営委員会の主な役割 (1)～(3)－略－ 3 多様な視点に配慮した安全安心な運営 (1)男女のニーズの違い等の観点から、男女共同参画その他の多様な視点に配慮する。特に、女性専用のトイレ、物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した運営管理に努めるものとする。	・避難所の運営に関し、女性の参画を明文化 ・市避難所における多様な視点に配慮した安全安心な運営を明文化

現行計画	修正案	修正理由等																		
第 7～8 ー略ー	<u>(2)女性や子供に対する性暴力・DVの発生を防止するため、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できるよう照明の増設や性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲示するなど、女性や子供の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体等との連携の下、被害者への支援を行うよう努めるものとする。</u> 4 ペット同行避難 <u>全ての避難所において、ペット同行避難者が適切にペットの飼養管理が出来るよう、ペット飼養スペースの設置に努めるものとする。なお、具体的なペット同行避難の方法は、「避難所におけるペット同行避難に関するガイドライン」の定めるところによる。</u> 第 7～8 ー略ー	・避難所で のペット対 策に基づく 修正																		
<P102 第3章第4節 気象情報の発表・伝達被害調査> ー略ー 第1 予報及び警報等の発表 1 特別警報、警報、注意報等の概要 ー略ー 2 一般の利用に適合する特別警報、警報及び注意報 (1) 種類 <table border="1" data-bbox="172 1224 1032 1367"> <thead> <tr> <th colspan="2">種 類</th><th>概 要</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特別警報</td><td>ー略ー</td><td>ー略ー</td></tr> <tr> <td>警報</td><td>洪水警報</td><td>河川の上流域での降雨や融雪等より河川が増水し、</td></tr> </tbody> </table>	種 類		概 要	特別警報	ー略ー	ー略ー	警報	洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等より河川が増水し、	ー略ー 第1 予報及び警報等の発表 1 特別警報、警報、注意報等の概要 ー略ー 2 一般の利用に適合する特別警報、警報及び注意報 (1) 種類 <table border="1" data-bbox="1066 1224 1926 1367"> <thead> <tr> <th colspan="2">種 類</th><th>概 要</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特別警報</td><td>ー略ー</td><td>ー略ー</td></tr> <tr> <td>警報</td><td>洪水警報</td><td>河川の上流域での降雨や融雪等より河川が増水し、</td></tr> </tbody> </table>	種 類		概 要	特別警報	ー略ー	ー略ー	警報	洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等より河川が増水し、	
種 類		概 要																		
特別警報	ー略ー	ー略ー																		
警報	洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等より河川が増水し、																		
種 類		概 要																		
特別警報	ー略ー	ー略ー																		
警報	洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等より河川が増水し、																		

現行計画				修正案				修正理由等
		重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 <u>対象となる重大な災害として、河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</u>				重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。		・表現の適正化 ・表現の適正化
－略－	－略－	－略－		－略－	－略－	－略－		
注意報	洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等により増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。		注意報	洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等により 河川が 増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。		
－略－	－略－	－略－		－略－	－略－	－略－		
(2) 発表基準 ア 特別警報 －略－ イ 警報および注意報								
山形市	－略－	－略－	－略－	山形市	－略－	－略－	－略－	・基準の見直しのため
警報	大雨(土砂災害)	土 壌 雨 量 指数基準	<u>104</u>	警報	大雨(土砂災害)	土 壌 雨 量 指数基準	102	
	洪水	流 域 雨 量 指数基準	立谷川流域=19.6、村山高瀬川流域=13.5、野呂川流域=6、本沢川流域=13.5、龍山川流域=7.3、貴船川流域=4.6、富神川流域 6.6、藤沢川流		洪水	流 域 雨 量 指数基準	立谷川流域=19.6、 馬見ヶ崎川流域=24.9 、村山高瀬川流域=13.5、野呂川流域=6、本沢川流域=13.5、龍山川流域=7.3、貴船川流域=4.6、富	

現行計画				修正案				修正理由等
			域=4.3、松尾川流域 6.8、後明沢川流域=5.6、遅沢川流域=4.3				神川流域 6.6、藤沢川流域=4.3、松尾川流域 6.8、後明沢川流域=5.6、遅沢川流域=4.3	
－略－	－略－	－略－	－略－	－略－	－略－	－略－	－略－	
注意報	大雨	土 壌 雨 量 指数基準	<u>86</u>	注意報	大雨	土 壌 雨 量 指数基準	<u>80</u>	
	洪水	流 域 雨 量 指数基準	立谷川流域=15.6、村山高瀬川流域=10.8、野呂川流域=4.8、本沢川流域=10.8、龍山川流域=5.8、貴船川流域=3.7、富神川流域=5.2、藤沢川流域 3.5、松尾川流域=5.4、後明沢川流域=4.4、遅沢川流域=3.5		洪水	流 域 雨 量 指数基準	立谷川流域=15.6、 馬見ヶ崎川流域=19.9 、村山高瀬川流域=10.8、野呂川流域=4.8、本沢川流域=10.8、龍山川流域=5.8、貴船川流域=3.7、富神川流域=5.2、藤沢川流域 3.5、松尾川流域=5.4、後明沢川流域=4.4、遅沢川流域=3.5	
	－略－	－略－	－略－		－略－	－略－	－略－	
	乾燥	① <u>最少</u> 湿度 30% 実効湿度 65% ②降雨雪の場合を除き、実効湿度 70%、風速 10m/s 以上			乾燥	① 最小 湿度 30% 実効湿度 65% ②降雨雪の場合を除き、実効湿度 70%、風速 10m/s 以上		
－略－	－略－	－略－	－略－	－略－	－略－	－略－	－略－	
警報・注意報基準一覧表の見方 －略－ (12) この基準は <u>令和5年6月8日</u> 現在のものである。				警報・注意報基準一覧表の見方 －略－ (12) この基準は 令和 6 年 5 月23日 現在のものである。				・時点修正
3 キキクル(大雨警報・洪水警報の危険度分布)等				3 キキクル(大雨警報・洪水警報の危険度分布)等				

現行計画		修正案		修正理由等
キキクル等の種類と概要		キキクル等の種類と概要		・表現の適正化
種 類	概 要	種 類	概 要	
土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)	大雨による土砂災害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(土砂災害)や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、 <u>どこで危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</u>	土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)	大雨による土砂災害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(土砂災害)や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、 <u>危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</u>	
浸水キキクル(大雨警報(浸水害)の危険度分布)	一略一	浸水キキクル(大雨警報(浸水害)の危険度分布)	一略一	
洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の洪水発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、 <u>どこで危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</u>	洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の洪水発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、 <u>危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</u>	・表現の適正化 ・表現の適正化
流域雨量指数の予測値	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の、 <u>上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6時間先までの雨量分布の予測(降</u>	流域雨量指数の予測値	<u>各河川の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度(大川においては、その支川や下水道の氾濫などの「湛水型内水氾濫」の危険度)の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。流域内における雨量</u>	

現行計画			修正案			修正理由等
		水短時間予報等)を用いて常時10分ごとに更新している。			分布の実況と 6 時間先までの予測(解析雨量及び降水短時間予報等)を用いて常時10 分ごとに更新している。	
4～9　－略－			4～9　－略－			
10　指定河川洪水予報			10　指定河川洪水予報			
(1) 種類及び発表基準等			(1) 種類及び発表基準等			
河川の増水や氾濫などに対する水防活動の判断や住民の避難行動の参考になるように、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位又は流量を示して発表する警報及び注意報である。最上川上流及び須川下流については国土交通省山形河川国道事務所と山形地方気象台が、須川上流については山形県(村山総合支庁)と山形地方気象台が共同で、次の表の標題により発表する。警戒レベル2～5に相当する。			河川の増水や氾濫などに対する水防活動の判断や住民の避難行動の参考になるように、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位又は流量を示して発表する警報及び注意報である。最上川上流及び須川下流については国土交通省山形河川国道事務所と山形地方気象台が、須川上流については山形県(村山総合支庁)と山形地方気象台が共同で、次の表の標題により発表する。警戒レベル2～5に相当する。			
			<u>また、令和2年3月にとりまとめられた河川・気象情報の改善に関する検証報告書に基づき、国土交通省と共同で指定河川洪水予報を実施する河川においては、大雨特別警報の警報等への切替時に、それ以降に河川氾濫の危険性が高くなると予測した場合には、臨時の指定河川洪水予報が発表される。この情報は、山形県気象情報として発表される。</u>			・大雨特別警報から警報等への切替時の情報について追記。
種　類	標　題	発表基準等	種　類	標　題	発表基準等	
洪水警報	氾濫発生情報 (警戒レベル5相当情報[洪水])	－略－	洪水警報	氾濫発生情報 (警戒レベル5相当情報[洪水])	－略－	
	氾濫危険情報 (警戒レベル4相当情報)	氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているとき、または3時間先		氾濫危険情報 (警戒レベル4相当情報)	氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているとき、または急激な水	

現行計画			修正案			修正理由等
—略—	当情報[洪水])	までに氾濫する可能性のある水位に到達すると見込まれるとき発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生への対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。	—略—	当情報[洪水])	<u>位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。</u> いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生への対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。	
	氾濫警戒情報 (警戒レベル3相当情報[洪水])	—略—		氾濫警戒情報 (警戒レベル3相当情報[洪水])	—略—	
	—略—	—略—		—略—	—略—	

現行計画	修正案	修正理由等
<P120 第3章第6節 被害調査> ー略ー 第1～4 ー略ー 第5 被災者台帳の整備 市は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。 第6 ー略ー	ー略ー 第1～4 ー略ー 第5 被災者台帳の整備 市は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。 <u>また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。</u> 第6 ー略ー	・防災基本計画及び山形県地域防災計画の修正

現行計画	修正案	修正理由等																
<P124 第3章第7節 広報> 第7節 広報 －略－ 第1 広報活動 1 －略－ 2 広報の手段 <table><tr><th>手段</th><th>内容</th></tr><tr><td>－略－</td><td>－略－</td></tr><tr><td>防災情報メールマガジン、山形市公式フェイスブック、や山形市災対策課公式<u>ツイッター</u>、山形市公式 <u>LINE</u> 及び緊急速報メールの使用</td><td>市が運営する山形市防災情報メールマガジン、山形市公式フェイスブック及び山形市防災対策課公式<u>ツイッター</u>及び山形市公式 <u>LINE</u> 並びに携帯電話会社が提供する緊急速報メールを活用して、災害情報、避難情報等災害に関する情報を市内に向け発信する。</td></tr><tr><td>－略－</td><td>－略－</td></tr></table> 3 －略－ 第2 －略－ 第3 広聴活動 広域的災害発生時において、甚大な被害が生じた場合には、人心の動揺、混乱により社会不安のおそれがあるため、被災者の生活相談や援助	手段	内容	－略－	－略－	防災情報メールマガジン、山形市公式フェイスブック、や山形市災対策課公式 <u>ツイッター</u> 、山形市公式 <u>LINE</u> 及び緊急速報メールの使用	市が運営する山形市防災情報メールマガジン、山形市公式フェイスブック及び山形市防災対策課公式 <u>ツイッター</u> 及び山形市公式 <u>LINE</u> 並びに携帯電話会社が提供する緊急速報メールを活用して、災害情報、避難情報等災害に関する情報を市内に向け発信する。	－略－	－略－	第7節 広報・<u>広聴</u> －略－ 第1 広報活動 1 －略－ 2 広報の手段 <table><tr><th>手段</th><th>内容</th></tr><tr><td>－略－</td><td>－略－</td></tr><tr><td>防災情報メールマガジン、山形市公式フェイスブック、や山形市災対策課 公 式 <u>X</u>、山 形 市 <u>LINE 公式アカウント</u> 及び緊急速報メールの使用</td><td>市が運営する山形市防災情報メールマガジン、山形市公式フェイスブック及び山形市防災対策課公式<u>X</u>及び山形市 <u>LINE 公式アカウント</u>並びに携帯電話会社が提供する緊急速報メールを活用して、災害情報、避難情報等災害に関する情報を市内に向け発信する。</td></tr><tr><td>－略－</td><td>－略－</td></tr></table> 3 －略－ 第2 －略－ 第3 広聴活動 広域的災害発生時において、甚大な被害が生じた場合には、人心の動揺、混乱により社会不安のおそれがあるため、被災者の生活相談や援助	手段	内容	－略－	－略－	防災情報メールマガジン、山形市公式フェイスブック、や山形市災対策課 公 式 <u>X</u> 、山 形 市 <u>LINE 公式アカウント</u> 及び緊急速報メールの使用	市が運営する山形市防災情報メールマガジン、山形市公式フェイスブック及び山形市防災対策課公式 <u>X</u> 及び山形市 <u>LINE 公式アカウント</u> 並びに携帯電話会社が提供する緊急速報メールを活用して、災害情報、避難情報等災害に関する情報を市内に向け発信する。	－略－	－略－	・表現の適正化
手段	内容																	
－略－	－略－																	
防災情報メールマガジン、山形市公式フェイスブック、や山形市災対策課公式 <u>ツイッター</u> 、山形市公式 <u>LINE</u> 及び緊急速報メールの使用	市が運営する山形市防災情報メールマガジン、山形市公式フェイスブック及び山形市防災対策課公式 <u>ツイッター</u> 及び山形市公式 <u>LINE</u> 並びに携帯電話会社が提供する緊急速報メールを活用して、災害情報、避難情報等災害に関する情報を市内に向け発信する。																	
－略－	－略－																	
手段	内容																	
－略－	－略－																	
防災情報メールマガジン、山形市公式フェイスブック、や山形市災対策課 公 式 <u>X</u> 、山 形 市 <u>LINE 公式アカウント</u> 及び緊急速報メールの使用	市が運営する山形市防災情報メールマガジン、山形市公式フェイスブック及び山形市防災対策課公式 <u>X</u> 及び山形市 <u>LINE 公式アカウント</u> 並びに携帯電話会社が提供する緊急速報メールを活用して、災害情報、避難情報等災害に関する情報を市内に向け発信する。																	
－略－	－略－																	

現行計画	修正案	修正理由等
業務等の広聴活動を行い、応急対策・復旧対策に住民の要望等を反映させることとする。 1 実施体制 (1)平常時の広聴機能に加え、り災者の要望等を把握するため、必要に応じて市庁舎、消費生活センター等に臨時相談所を設置するものとする。 (2)～(3) ー略ー 2 ー略ー	業務等の広聴活動を行い、応急対策・復旧対策に住民の要望等を反映させることとする。 <u>また、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメント(被災者一人ひとりの被災状況や生活状況の課題等を個別の相談等により把握した上で、関係者と連携しながら、当該課題等の解消に向けて継続的に支援する取組)の実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。</u> 1 実施体制 (1)<u>被災者の生活状況・要望等を把握するため、山形市社会福祉協議会が設置する災害ボランティアセンターで相談支援・個別訪問などの各種支援を行う。災害ボランティアセンターは、山形市総合福祉センターに設置するものとし、必要に応じその他の施設に設置することができるものとする。</u> (2)～(3) ー略ー 2 ー略ー	・防災基本計画及び山形県地域防災計画の修正
<P128 第3章第9節 避難> ー略ー 第1 ー略ー 第2 避難指示等 1 避難指示等の発令	ー略ー 第1 ー略ー 第2 避難指示等 1 避難指示等の発令	

現行計画		修正案		修正理由等
－略－ 【避難情報と居住者等がとるべき行動】		－略－ 【避難情報と居住者等がとるべき行動】		・表現の適正化
避難情報の種別	居住者等がとるべき行動	避難情報の種別	居住者等がとるべき行動	
【警戒レベル5】 緊急安全確保 (山形市長が発令)	【命の危険 直ちに安全確保！】 －略－	【警戒レベル5】 緊急安全確保 (山形市長が発令)	【命の危険 直ちに安全確保！】 －略－	
【警戒レベル4】 避難指示 (山形市長が発令)	【危険な場所から全員避難】 －略－	【警戒レベル4】 避難指示 (山形市長が発令)	【危険な場所から全員避難】 －略－	
【警戒レベル3】 高齢者等避難 (山形市長が発令)	【危険な場所から高齢者等は避難】 ・避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は <u>立退き避難(立退き避難又は屋内安全確保)</u> する。 －略－	【警戒レベル3】 高齢者等避難 (山形市長が発令)	【危険な場所から高齢者等は避難】 ・避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は <u>避難(立退き避難又は屋内安全確保)</u> する。 －略－	
【警戒レベル2】 大雨・洪水注意報 (気象庁が発表)	【自らの避難行動を確認】 ・ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、 <u>指定緊急退避場所</u> や避難経路、避難タイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認する。	【警戒レベル2】 大雨・洪水注意報 (気象庁が発表)	【自らの避難行動を確認】 ・ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、 <u>指定緊急避難場所</u> や避難経路、避難タイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認する。	
【警戒レベル1】 早期注意情報 (気象庁が発表)	【災害への心構えを高める】 －略－	【警戒レベル1】 早期注意情報 (気象庁が発表)	【災害への心構えを高める】 －略－	
－略－ 2～5 －略－ 6 避難指示等の発令基準		－略－ 2～5 －略－ 6 避難指示等の発令基準		・表現の適正化

現行計画			修正案			修正理由等
(1) 避難指示等の発令判断の設定 －略－			(1) 避難指示等の発令判断の設定 －略－			・感染症法の 改正等
(2) 洪水等の発令基準			(2) 洪水等の発令基準			
区分	基準	対象区域等	区分	基準	対象区域等	
－略－	－略－	－略－	－略－	－略－	－略－	
【警戒レベル4】 避難指示	1:洪水予報河川の観測所に定められた氾濫危険水位(レベル4水位)に到達したと発表された場合(又は山形市内で個別に定める危険水位に到達したと確認された場合) －略－	洪水予報河川に係る警戒が必要な浸水想定区域	【警戒レベル4】 避難指示	1:洪水予報河川の観測所に定められた氾濫危険水位(レベル4水位)に到達した、 <u>あるいは、水位予測に基づき急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれる</u> と発表された場合(又は山形市内で個別に定める危険水位に到達したと確認された場合) －略－	洪水予報河川に係る警戒が必要な浸水想定区域	
－略－	－略－	－略－	－略－	－略－	－略－	・表現の適 正化
注:山形市水防計画に定める河川及び基準水位による。			注:山形市水防計画に定める河川及び基準水位による。			
※ 対象河川に含まれない河川は、流域雨量指数の予測値及び現場に派遣した職員等の現地情報に基づき、必要に応じて避難指示等を発令する。			※ 対象河川に含まれない河川は、流域雨量指数の予測値及び現場に派遣した職員等の現地情報に基づき、必要に応じて避難指示等を発令する。			
※ 対象河川に含まれない小河川は、現場に派遣した職員等の現地情報に基づき、必要に応じて避難指示等を発令する。			※ 対象河川に含まれない小河川は、現場に派遣した職員等の現地情報に基づき、必要に応じて避難指示等を発令する。			
※ 大雨特別警報(警戒レベル5相当情報[浸水害]の発表時、又は洪水特別警報の発表時は、既に発令した避難指示等の対象範囲が十分であるかどうかなど、実施済みの措置の内容を再度確認する。			※ 大雨特別警報(警戒レベル5相当情報[浸水害]の発表時は、既に発令した避難指示等の対象範囲が十分であるかどうかなど、実施済みの措置の内容を再度確認する。			
※ 夜中に避難指示等の発令が予想される場合は、必要に応じ、気象警報の発表前であっても避難指示等を発令する。			※ 夜中に避難指示等の発令が予想される場合は、必要に応じ、気象警報の発表前であっても避難指示等を発令する。			

現行計画	修正案	修正理由等
第4 ー略ー 第5 避難受入計画 ー略ー 1～9 ー略ー 10 避難所における<u>新型コロナウイルス感染症を含む感染症の対策</u> (1) ー略ー (2)災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制や十分な換気など<u>新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策</u>の観点を取り入れた開設・運営に努める。 (3)～(4) ー略ー 11 <u>新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等</u>への対応 保健所は、<u>新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等</u>の被災に備えて、防災担当課との連携もと、ハザードマップ等に基づき、<u>自宅療養者等</u>が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努める。また、防災担当部課との連携のもと、<u>自宅療養者等</u>の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努める。 第6～7 ー略ー	第4 ー略ー 第5 避難受入計画 ー略ー 1～9 ー略ー 10 避難所における<u>感染症</u>の対策 (1)ー略ー (2)災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制や十分な換気など<u>感染症対策</u>の観点を取り入れた開設・運営に努める。 (3)～(4) ー略ー 11 <u>新型インフルエンザ等感染症外出自粛対象者等</u>への対応 保健所は、<u>新型インフルエンザ等感染症外出自粛対象者等(以下「外出自粛対象者等」という)</u>の被災に備えて、防災担当課との連携のもと、ハザードマップ等に基づき、<u>外出自粛対象者等</u>が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努める。また、防災担当部課との連携のもと、<u>外出自粛対象者等</u>の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努める。 第6～7 ー略ー	・感染症法の改正等 ・感染症法の改正等

現行計画	修正案	修正理由等
<P144 第3章第9－2節 災害時避難行動要支援者避難支援> －略－ 第1 名簿の提供 1～2 －略－ 3 情報漏えいの防止 災害発生時における名簿の提供に際しては、<u>個人情報保護法及び山形市個人情報保護条例</u>の規定に基づき、適切な情報の管理を行うとともに、電子データの取扱いについては山形市情報セキュリティポリシーを遵守する。 また、名簿の提供先についても、提供の原因となる災害における要支援者対策以外の用途に供することのないよう、必要な措置を講じるものとする。 4～5 －略－ 第2 －略－	－略－ 第1 名簿の提供 1～2 －略－ 3 情報漏えいの防止 災害発生時における名簿の提供に際しては、<u>個人情報の保護に関する法令等</u>の規定に基づき、適切な情報の管理を行うとともに、電子データの取扱いについては山形市情報セキュリティポリシーを遵守する。 また、名簿の提供先についても、提供の原因となる災害における要支援者対策以外の用途に供することのないよう、必要な措置を講じるものとする。 4～5 －略－ 第2 －略－	・個人情報の保護に関する法律の改正等
<P152 第3章第13節 救出・救助> 第13節 <u>救出・救助</u> 本節は、災害のため現に生命、身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を<u>救出</u>し、保護するための計画である。 第1 <u>救出</u>の対象者 災害が直接の原因となって、早急に<u>救出</u>しなければ、生命・身体が危険な状態又は生死不明の状態にあり、次のような状況にある者に対し、<u>救出</u>を	第13節 <u>救助・救出</u> 本節は、災害のため現に生命、身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を<u>救助</u>し、保護するための計画である。 第1 <u>救助</u>の対象者 災害が直接の原因となって、早急に<u>救助</u>しなければ、生命・身体が危険な状態又は生死不明の状態にあり、次のような状況にある者に対し、	・表現の適正化(救出は、救助に含まれるものであり、より広義の文言として「救助」と修正)

現行計画	修正案	修正理由等
実施するものとする。 1～4 ー略ー 5 大規模な爆発事故、交通事故等のため<u>救出</u>を必要とする者 第2～3 ー略ー	<u>救助</u>を実施するものとする。 1～4 ー略ー 5 大規模な爆発事故、交通事故等のため<u>救助</u>を必要とする者 第2～3 ー略ー	
<P156 第3章第15節 保健・防疫> ー略ー 第1 保健活動 ー略ー 1 巡回健康相談 (1)巡回健康相談班の編成 保健師1名と事務職員1名を、最小の編成とする。 災害状況また人員体制の状況に応じて、医師、看護師、栄養士等を加えた班編成とする。 (2)～(3) ー略ー 2～3 ー略ー 第2 ー略ー	ー略ー 第1 保健活動 ー略ー 1 巡回健康相談 (1)巡回健康相談班の編成 保健師1名と事務職員1名を、最小の編成とする。 災害状況また人員体制の状況に応じて、医師、看護師、栄養士、<u>助産師</u>等を加えた班編成とする。 (2)～(3) ー略ー 2～3 ー略ー 第2 ー略ー	・巡回健康相談班編成の見直し

現行計画	修正案	修正理由等
<P160 第3章第17節 住宅等の対策> －略－ 第1～2 －略－ 第3 被災住宅の応急修理 災害救助法が適用された場合、「山形県災害救助法施行細則」の規定に基づき県において実施する。なお、災害救助法の規定に基づき県知事の通知により、被災住宅の応急修理に関する事務又は一部の事務を市長が行うこととなった場合、並びに、災害救助法が適用されない場合で、被災住宅の応急修理が必要と判断された場合は以下の内容で実施する。 1 対 象 <u>災害により住宅が半焼、半壊した者で、自らの資力では応急修理ができない者に対して実施するものとする。</u> 2 修理の基準	－略－ 第1～2 －略－ 第3 被災住宅の応急修理 災害救助法が適用された場合、「山形県災害救助法施行細則」の規定に基づき、県において「<u>住家の被害の拡大を防止するための緊急修理</u>」及び「<u>日常生活に必要な最小限度の部分の修理</u>」を実施する。なお、災害救助法の規定に基づき県知事の通知により、被災住宅の応急修理に関する事務又は一部の事務を市長が行うこととなった場合、並びに、災害救助法が適用されない場合で、被災住宅の応急修理が必要と判断された場合は以下の内容で実施する。 1 対 象 <u>被災住宅の応急修理の対象となる者は、災害のために住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、次に該当する者とする。</u> <u>(1)「住家の被害の拡大を防止するための緊急修理」の修理にあっては、雨水の侵入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者。</u> <u>(2)「日常生活に必要な最小限度の部分の修理」の修理にあっては、自らの資力では、応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者。</u> 2 修理の基準	・山形県地域防災計画の修正 ・山形県地域防災計画の修正

現行計画	修正案	修正理由等
<u>日常生活に必要な居室、台所、便所等について、最小限度の修理を実施する。</u> 3 修理の方法 市担当部課の対象者調査に基づき、市担当部課が設計のうえ建設業者へ請け負わせて、<u>災害発生の日から1カ月以内に修理するものとする。</u> 第4 -略-	<u>(1)「住家の被害の拡大を防止するための緊急修理」は、修理が必要な部分に対し、合成樹脂シート、ロープ、土のう等を用いて行うものとする。</u> <u>(2)「日常生活に必要な最小限度の部分の修理」は、居室、炊事場及び便所等、当面の日常生活に欠くことのできない部分に対し、現物をもって行うものとする。</u> 3 修理の方法 市担当部課の対象者調査に基づき、市担当部課が設計のうえ建設業者へ請け負わせて、<u>災害が発生した日から、「住家の被害の拡大を防止するための緊急修理」については10日以内、「日常生活に必要な最小限度の部分の修理」については3月以内に完了するものとする。</u> 第4 -略-	
<P164 第3章第19節 労務の供給> -略- 第1 -略- 第2 技術者の従事命令等 1～2 -略-	-略- 第1 -略- 第2 技術者の従事命令等 1～2 -略-	

現行計画	修正案	修正理由等																																				
3 命令の種類と執行者 (1) 法令に基づく防災関係機関の従事命令種類等は、次のとおりである。 <table><tr><th>業 務</th><th>命令区分</th><th>根拠法令</th><th>執行者</th></tr><tr><td>－略－</td><td>－略－</td><td>－略－</td><td>－略－</td></tr><tr><td rowspan="2">災害救助業務</td><td>従事命令</td><td><u>災害救助法第 24 条</u></td><td rowspan="2">知事</td></tr><tr><td>協力命令</td><td><u>災害救助法第 25 条</u></td></tr><tr><td>－略－</td><td>－略－</td><td>－略－</td><td>－略－</td></tr></table> (2)～(3) －略－ 第3 ボランティア 1 －略－ 2 <u>災害時ボランティアセンター</u> 災害対策本部は、全国各地から集まるボランティアを適切に受け入れるための窓口として、山形市社会福祉協議会に対し<u>災害時ボランティアセンター</u>の設置を要請し、運営に必要とされる各種支援を行う。この場合において、<u>災害時ボランティアセンター</u>は、<u>山形市総合福祉センター</u>に設置するものとする。 なお、災害対策本部は、<u>災害時ボランティアセンター</u>の自立的な運営を尊重しつつ、綿密な連携を行う。 3 関係団体との連携 大規模な災害の発生に備え、災害時ボランティアセンターの運営ノウハウを持つ全国的な支援団体と平常時より情報交換を行うものとする	業 務	命令区分	根拠法令	執行者	－略－	－略－	－略－	－略－	災害救助業務	従事命令	<u>災害救助法第 24 条</u>	知事	協力命令	<u>災害救助法第 25 条</u>	－略－	－略－	－略－	－略－	3 命令の種類と執行者 (1) 法令に基づく防災関係機関の従事命令種類等は、次のとおりである。 <table><tr><th>業 務</th><th>命令区分</th><th>根拠法令</th><th>執行者</th></tr><tr><td>－略－</td><td>－略－</td><td>－略－</td><td>－略－</td></tr><tr><td rowspan="2">災害救助業務</td><td>従事命令</td><td><u>災害救助法第 7 条</u></td><td rowspan="2">知事</td></tr><tr><td>協力命令</td><td><u>災害救助法第 8 条</u></td></tr><tr><td>－略－</td><td>－略－</td><td>－略－</td><td>－略－</td></tr></table> (2)～(3) －略－ 第3 ボランティア 1～2 －略－ 2 <u>災害ボランティアセンター</u> 災害対策本部は、全国各地から集まるボランティアを適切に受け入れるための窓口として、山形市社会福祉協議会に対し<u>災害ボランティアセンター</u>の設置を要請し、運営に必要とされる各種支援を行う。この場合において、<u>災害ボランティアセンター</u>は、<u>山形市総合福祉センター</u>に設置するものとし、<u>必要に応じその他の施設に設置することが出来るものとする。</u> なお、災害対策本部は、<u>災害ボランティアセンター</u>の自立的な運営を尊重しつつ、綿密な連携を行う。 3 関係団体との連携 大規模な災害の発生に備え、災害時ボランティアセンターの運営ノウハウを持つ全国的な支援団体と平常時より情報交換を行うものとする	業 務	命令区分	根拠法令	執行者	－略－	－略－	－略－	－略－	災害救助業務	従事命令	<u>災害救助法第 7 条</u>	知事	協力命令	<u>災害救助法第 8 条</u>	－略－	－略－	－略－	－略－	・記述の適正化 ・表現の適正化 ・表現の適正
業 務	命令区分	根拠法令	執行者																																			
－略－	－略－	－略－	－略－																																			
災害救助業務	従事命令	<u>災害救助法第 24 条</u>	知事																																			
	協力命令	<u>災害救助法第 25 条</u>																																				
－略－	－略－	－略－	－略－																																			
業 務	命令区分	根拠法令	執行者																																			
－略－	－略－	－略－	－略－																																			
災害救助業務	従事命令	<u>災害救助法第 7 条</u>	知事																																			
	協力命令	<u>災害救助法第 8 条</u>																																				
－略－	－略－	－略－	－略－																																			

現行計画	修正案	修正理由等
る。また<u>山形県災害支援ボランティアネットワーク</u>と連携を深め、災害ボランティアコーディネーター養成をはじめとするボランティア受入れ体制整備を支援するものとする。 災害発生時は、支援団体等に対して速やかに災害ボランティアコーディネーターの派遣等を要請するものとする。	る。また<u>山形県災害ボランティア支援ネットワーク</u>と連携を深め、災害ボランティアコーディネーター養成をはじめとするボランティア受入れ体制整備を支援するものとする。 災害発生時は、支援団体等に対して速やかに災害ボランティアコーディネーターの派遣等を要請するものとする。	化
<P167 第3章第20節 応急輸送> －略－ 第1～2 －略－ 第3 輸送の方法 1～2 －略－ 3 ヘリコプターによる輸送 <u>地上の交通路からの輸送が不可能で、市外から緊急な輸送を必要とする場合は、県、県警察本部、自衛隊、その他ヘリコプターを所有する団体に、ヘリコプターの輸送を要請するものとする。</u> なお、臨時ヘリポートについては、別記・資料編のとおりである。 第4 －略－	－略－ 第1～2 －略－ 第3 輸送の方法 1～2 －略－ 3 ヘリコプターによる輸送 <u>災害応急対策を実施する関係機関の情報収集及び人員の搬送、救助・救出活動、高齢者の転院搬送並びに孤立集落への物資輸送などに当たって、積極的に緊急輸送を実施するため、緊急輸送手段としてヘリコプターの活用が有効と考えられる場合には、県、県警察本部、自衛隊、その他ヘリコプターを所有する団体に、ヘリコプターの輸送を要請するものとする。</u> なお、臨時ヘリポートについては、別記・資料編のとおりである。 第4 －略－	・消防庁通知に基づく修正

現行計画	修正案	修正理由等
<P172 第3章第23節 消防> ー略ー 第1～3 ー略ー 第4 火災警防計画 1 ー略ー 2火災防御計画 ー略ー (1) ー略ー (2)警防計画の樹立 <u>警防計画を樹立するのは、次のとおりである。</u> <u>ア 火災危険区域警防計画</u> <u>イ 特殊建築物警防計画</u> <u>ウ 大量危険物貯蔵取扱所警防計画</u> <u>エ 大量可燃性ガス製造所等警防計画</u> <u>オ 毒物劇物貯蔵取扱所警防計画</u> <u>カ 火薬類貯蔵庫等警防計画</u> <u>キ 放射性物質貯蔵取扱所警防計画</u> <u>ク 笹谷トンネル内火災等警防計画</u> <u>ケ 林野火災警防計画</u> <u>コ 車両火災警防計画</u> <u>サ 異常気象時火災警防計画</u> <u>シ 広域断水時火災警防計画</u>	ー略ー 第1～3 ー略ー 第4 火災警防計画 1 ー略ー 2火災防御計画 ー略ー (1) ー略ー (2)警防計画の樹立 <u>各種警防計画は山形市消防計画に定めるところにより樹立する。</u>	・表現の適正化

現行計画	修正案	修正理由等
<u>ス 震災時警防計画</u> <u>セ 飛火警戒計画</u>		
第5～6 ー略ー	第5～6 ー略ー	
<P175 第3章第 25 節 火山災害対策> ー略ー 第1 噴火警報「噴火警戒レベル2(火口周辺規制)」の発表に伴う対応 1～2 ー略ー 3 噴火警報及び避難指示等の周知 (1) 市民、登山者及び観光客等への周知 ア 市は、次の手段により、噴火警報の発表及び避難指示等の発令について、市民、登山者及び観光客等へ周知する。 (ア)緊急速報メール (イ)山形市防災情報メールマガジン (ウ)山形市公式フェイスブック (エ)市ホームページ (オ)山形市防災対策課公式<u>ツイッター</u> (カ)山形市公式 <u>LINE</u> (キ)Lアラート(災害情報共有システム) (ク)テレビ・ラジオ(報道機関を通じた情報提供) (ケ)蔵王温泉地区内の町内会及び自主防災組織への電話連絡 (コ)蔵王温泉観光協会への電話連絡 (サ)索道事業者への電話連絡	ー略ー 第1 噴火警報「噴火警戒レベル2(火口周辺規制)」の発表に伴う対応 1～2 ー略ー 3 噴火警報及び避難指示等の周知 (1) 市民、登山者及び観光客等への周知 ア 市は、次の手段により、噴火警報の発表及び避難指示等の発令について、市民、登山者及び観光客等へ周知する。 (ア)緊急速報メール (イ)山形市防災情報メールマガジン (ウ)山形市公式フェイスブック (エ)市ホームページ (オ)山形市防災対策課公式X (カ)山形市 <u>LINE 公式アカウント</u> (キ)Lアラート(災害情報共有システム) (ク)テレビ・ラジオ(報道機関を通じた情報提供) (ケ)蔵王温泉地区内の町内会及び自主防災組織への電話連絡 (コ)蔵王温泉観光協会への電話連絡 (サ)索道事業者への電話連絡	・表現の適 正化

現行計画	修正案	修正理由等
(シ)蔵王第三小学校及び蔵王第二中学校への電話連絡 (ス)蔵王スキーパトロール隊への電話連絡(エコライン閉鎖期のみ) イ ー略ー (2) ー略ー 4～5 ー略ー 第2 噴火警報「噴火警戒レベル3(入山規制)」の発表に伴う対応 1～2 ー略ー 3 噴火警報及び避難指示等の周知 (1) 市民、登山者及び観光客等への周知 ア 市は、次の手段により、噴火警報の発表及び避難指示等の発令について、市民、登山者及び観光客等へ周知する。 (ア)緊急速報メール (イ)山形市防災情報メールマガジン (ウ)山形市公式フェイスブック (エ)市ホームページ (オ)山形市防災対策課公式<u>ツイッター</u> (カ)山形市<u>公式LINE</u> (キ)Lアラート(災害情報共有システム) (ク)テレビ・ラジオ(報道機関を通じた情報提供) (ケ)蔵王温泉地区内の町内会及び自主防災組織への電話連絡 (コ)蔵王温泉観光協会への電話連絡 (サ)索道事業者への電話連絡 (シ)蔵王第三小学校及び蔵王第二中学校への電話連絡	(シ)蔵王第三小学校及び蔵王第二中学校への電話連絡 (ス)蔵王スキーパトロール隊への電話連絡(エコライン閉鎖期のみ) イ ー略ー (2) ー略ー 4～5 ー略ー 第2 噴火警報「噴火警戒レベル3(入山規制)」の発表に伴う対応 1～2 ー略ー 3 噴火警報及び避難指示等の周知 (1) 市民、登山者及び観光客等への周知 ア 市は、次の手段により、噴火警報の発表及び避難指示等の発令について、市民、登山者及び観光客等へ周知する。 (ア)緊急速報メール (イ)山形市防災情報メールマガジン (ウ)山形市公式フェイスブック (エ)市ホームページ (オ)山形市防災対策課公式X (カ)山形市 <u>LINE 公式アカウント</u> (キ)Lアラート(災害情報共有システム) (ク)テレビ・ラジオ(報道機関を通じた情報提供) (ケ)蔵王温泉地区内の町内会及び自主防災組織への電話連絡 (コ)蔵王温泉観光協会への電話連絡 (サ)索道事業者への電話連絡 (シ)蔵王第三小学校及び蔵王第二中学校への電話連絡	・表現の適正化

現行計画	修正案	修正理由等
(ス)蔵王スキーパトロール隊への電話連絡(エコーライン閉鎖期のみ) イ ー略ー (2) ー略ー 4～5 ー略ー 第3 噴火警報「噴火警戒レベル4(高齢者等避難)」の発表に伴う対応 1 ー略ー 2 融雪型火山泥流に係る対応策 (1) ー略ー (2) 噴火警報及び避難指示等の周知 ア 市民、登山者及び観光客等への周知 市は、次の手段により、噴火警報の発表及び避難指示等の発令について、市民、登山者及び観光客等へ周知する。 (ア)緊急速報メール (イ)山形市防災情報メールマガジン (ウ)山形市公式フェイスブック (エ)市ホームページ (オ)山形市防災対策課公式<u>ツイッター</u> (カ)山形市公式 <u>LINE</u> (キ)防災ラジオ (ク)広報車 (ケ)Lアラート(災害情報共有システム) (コ)テレビ・ラジオ(報道機関を通じた情報提供) (サ)警戒範囲に関係する町内会及び自主防災組織への電話連絡	(ス)蔵王スキーパトロール隊への電話連絡(エコーライン閉鎖期のみ) イ ー略ー (2) ー略ー 4～5 ー略ー 第3 噴火警報「噴火警戒レベル4(高齢者等避難)」の発表に伴う対応 1 ー略ー 2 融雪型火山泥流に係る対応策 (1) ー略ー (2) 噴火警報及び避難指示等の周知 ア 市民、登山者及び観光客等への周知 市は、次の手段により、噴火警報の発表及び避難指示等の発令について、市民、登山者及び観光客等へ周知する。 (ア)緊急速報メール (イ)山形市防災情報メールマガジン (ウ)山形市公式フェイスブック (エ)市ホームページ (オ)山形市防災対策課公式X (カ)山形市 <u>LINE 公式アカウント</u> (キ)防災ラジオ (ク)広報車 (ケ)Lアラート(災害情報共有システム) (コ)テレビ・ラジオ(報道機関を通じた情報提供) (サ)警戒範囲に関係する町内会及び自主防災組織への電話連絡	・表現の適正化

現行計画	修正案	修正理由等
(シ)教育施設、社会福祉施設、宿泊施設、検診施設及び大規模集客施設等への電話連絡 イ ー略ー (3)～(5) ー略ー 3 ー略ー 第4 ー略ー 第5 降灰後の降雨による土石流への対応 1～2 ー略ー 3 避難指示等の周知 (1) 市民、登山者及び観光客等への周知 ア 市は、次の手段により、避難指示等の発令について、市民、登山者及び観光客等へ周知する。 (ア)緊急速報メール (イ)山形市防災情報メールマガジン (ウ)山形市公式フェイスブック (エ)市ホームページ (オ)山形市防災対策課公式<u>ツイッター</u> (カ)山形市公式 <u>LINE</u> (キ)Lアラート(災害情報共有システム) (ク)テレビ・ラジオ(報道機関を通じた情報提供) (ケ)蔵王温泉地区内の町内会及び自主防災組織への電話連絡 (コ)蔵王温泉観光協会への電話連絡	(シ)教育施設、社会福祉施設、宿泊施設、検診施設及び大規模集客施設等への電話連絡 イ ー略ー (3)～(5) ー略ー 3 ー略ー 第4 ー略ー 第5 降灰後の降雨による土石流への対応 1～2 ー略ー 3 避難指示等の周知 (1) 市民、登山者及び観光客等への周知 ア 市は、次の手段により、避難指示等の発令について、市民、登山者及び観光客等へ周知する。 (ア)緊急速報メール (イ)山形市防災情報メールマガジン (ウ)山形市公式フェイスブック (エ)市ホームページ (オ)山形市防災対策課公式X (カ)山形市 <u>LINE 公式アカウント</u> (キ)Lアラート(災害情報共有システム) (ク)テレビ・ラジオ(報道機関を通じた情報提供) (ケ)蔵王温泉地区内の町内会及び自主防災組織への電話連絡 (コ)蔵王温泉観光協会への電話連絡	・表現の適正化

現行計画	修正案	修正理由等
(サ)蔵王温泉旅館組合への電話連絡 (シ)索道事業者への電話連絡 (ス)蔵王第三小学校及び蔵王第二中学校への電話連絡 イ ー略ー 4～7 ー略ー 第6～7 ー略ー	(サ)蔵王温泉旅館組合への電話連絡 (シ)索道事業者への電話連絡 (ス)蔵王第三小学校及び蔵王第二中学校への電話連絡 イ ー略ー 4～7 ー略ー 第6～7 ー略ー	

現行計画	修正案	修正理由等
<P192 第3章第30節 相互応援> －略－ 第1～2 －略－ 第3 各団体からの応援の活動拠点 各団体からの応援の活動拠点は、国際交流プラザ及び道の駅や まがた蔵王とする。	－略－ 第1～2 －略－ 第3 各団体からの応援の活動拠点 各団体からの応援の活動拠点は、<u>山形市総合スポーツセンター</u>、 国際交流プラザ及び道の駅やまがた蔵王とする。	・活動拠点 の追記
<P194 第3章第31節 自衛隊の派遣要請> －略－ 第1 －略－ 第2 受入れ体制 －略－ (1) －略－ (2)国際交流プラザ及び道の駅やまがた蔵王を活動拠点とする。 (3)～(6) －略－ 第3～6 －略－	－略－ 第1 －略－ 第2 受入れ体制 －略－ (1) －略－ (2)<u>山形市総合スポーツセンター</u>、国際交流プラザ及び道の駅やまが た蔵王を活動拠点とする。 (3)～(6) －略－ 第3～6 －略－	・活動拠点 の追記

現行計画	修正案	修正理由等
<P201 第3章第35節 原子力災害対策> －略－ 第1 －略－ 第2 屋内退避、避難誘導等の防護活動の実施 －略－ 1 －略－ 2 全面緊急事態の際の市民への注意喚起及び屋内退避、避難誘導等の防護活動の実施 (1) 市は、内閣総理大臣又は知事から屋内退避又は避難指示を受けたときは、要避難者を把握し、避難先の指定を行ったうえで、市民に対して次の方法により屋内退避又は避難指示を伝達する。屋内退避準備又は避難準備の伝達についても同様とする ア 緊急速報メール イ 山形市防災情報メールマガジン ウ 山形市公式フェイスブック エ 市ホームページ オ 山形市防災対策課公式<u>ツイッター</u> カ 山形市公式 <u>LINE</u> キ Lアラート(災害時情報共有システム) ク テレビ・ラジオ(報道機関を通じた情報提供) ケ 広報車等による広報 コ 学校、保育所、病院、社会福祉施設その他の特に屋内退避に	－略－ 第1 －略－ 第2 屋内退避、避難誘導等の防護活動の実施 －略－ 1 －略－ 2 全面緊急事態の際の市民への注意喚起及び屋内退避、避難誘導等の防護活動の実施 (1) 市は、内閣総理大臣又は知事から屋内退避又は避難指示を受けたときは、要避難者を把握し、避難先の指定を行ったうえで、市民に対して次の方法により屋内退避又は避難指示を伝達する。屋内退避準備又は避難準備の伝達についても同様とする ア 緊急速報メール イ 山形市防災情報メールマガジン ウ 山形市公式フェイスブック エ 市ホームページ オ 山形市防災対策課公式X カ 山形市 <u>LINE 公式アカウント</u> キ Lアラート(災害時情報共有システム) ク テレビ・ラジオ(報道機関を通じた情報提供) ケ 広報車等による広報 コ 学校、保育所、病院、社会福祉施設その他の特に屋内退避に	・表現の適正化

現行計画	修正案	修正理由等
当たる配慮を要する者を対象とする施設への電話連絡 (3) ー略ー 3 ー略ー 第3～5 ー略ー	当たる配慮を要する者を対象とする施設への電話連絡 (3) ー略ー 3 ー略ー 第3～5 ー略ー	